

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	
税目	所得税・法人税（租税特別措置法第 20 条、第 55 条の 5、第 68 条の 44、同法施行令第 11 条、第 32 条の 3、第 39 条の 73、租税特別措置法施行規則第 21 条の 4、第 22 条の 46）	
要望の内容	<p>金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額を限度に損金算入ができる本制度は、平成 24 年 3 月 31 日が適用期限となっている。</p> <p>このため、本制度の適用期限を延長する。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— (—)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性 金属鉱山等の採掘終了後等における鉱害防止事業の確実な実施を図るため、当該鉱山の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（第 7 条）の下で使用中の集積場等の施設について、鉱害防止積立金を積み立てることが義務付けられている。 かかる鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のためには、当該準備金の積立について、採掘権者等の経済的負担を軽減することが必要不可欠である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 5. 生命・身体の安全																																						
		政策の達成目標	産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。 具体的には、鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のため、採掘権者等の経済的負担を軽減する。																																						
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限は平成24年3月31日までであり、2年間の期間延長																																						
		同上の期間中の達成目標	産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。																																						
		政策目標の達成状況	以下のとおり、毎年度産業保安監督部長が算定し通知した積立額に対して100%採掘権者等が積立を行っている。この積立金から取り戻された額により必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。 (金額の単位:百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">算定通知額</th> <th colspan="2">積立額</th> <th rowspan="2">目標達成率(%)</th> </tr> <tr> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>15</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>71</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>12</td> <td>97</td> <td>12</td> <td>97</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> (経済産業省調べ)	年度	算定通知額		積立額		目標達成率(%)	鉱山数	金額	鉱山数	金額	18	12	20	12	20	100	19	15	71	15	71	100	20	12	97	12	97	100	21	13	16	13	16	100	22	12	13	12
年度	算定通知額		積立額		目標達成率(%)																																				
	鉱山数	金額	鉱山数	金額																																					
18	12	20	12	20	100																																				
19	15	71	15	71	100																																				
20	12	97	12	97	100																																				
21	13	16	13	16	100																																				
22	12	13	12	13	100																																				
有効性	要望の措置の適用見込み	平成24年度は15百万円(12鉱山)、25年度は13百万円(13鉱山)の積み立てが見込まれる。																																							
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。																																							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税:鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例 所得税・法人税(租税特別措置法第28条第1項第4号、第66条の11第1項第4号、第68条の95)																																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一般会計(昭和46年度創設:平成23年度当初予算) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 2,091百万円																																							

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体が鉱害防止事業を実施する場合にその事業費の4分の3を補助するものであるが、本要望項目は、鉱害防止義務者の鉱業活動に起因する汚染分について、汚染者負担の原則に基づき、鉱山を操業している当該鉱山の鉱害防止義務者に将来の集積場等の施設の使用終了後の鉱害防止事業費を積み立てさせるものであり、両制度が互いに協調することにより集積場等の使用終了後の鉱害の発生が未然に防止される。																																								
		要望の措置の妥当性	<p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立ては、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、JOGMECにしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和49年度)以来、37年経過したが、現在もなお稼行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p>																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【鉱害防止積立金の積立て及び取戻し状況】 (金額の単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">積立額</th><th colspan="2">取戻額</th><th rowspan="2">積立金残額</th></tr> <tr> <th>鉱山数</th><th>金額</th><th>鉱山数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td><td>12</td><td>20</td><td>3</td><td>152</td><td>2,311</td></tr> <tr> <td>19</td><td>15</td><td>71</td><td>2</td><td>39</td><td>2,343</td></tr> <tr> <td>20</td><td>12</td><td>97</td><td>4</td><td>99</td><td>2,340</td></tr> <tr> <td>21</td><td>13</td><td>16</td><td>5</td><td>543</td><td>1,813</td></tr> <tr> <td>22</td><td>12</td><td>13</td><td>1</td><td>14</td><td>1,811</td></tr> </tbody> </table> <p>(経済産業省調べ)</p> <p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく積立ての義務を受け、積立金残高を有する採掘権者等は現時点で32鉱山あり、適用数は想定外に僅少ではなく、また特定の者に偏っているわけでもない。</p>	年度	積立額		取戻額		積立金残額	鉱山数	金額	鉱山数	金額	18	12	20	3	152	2,311	19	15	71	2	39	2,343	20	12	97	4	99	2,340	21	13	16	5	543	1,813	22	12	13	1	14	1,811
年度	積立額		取戻額		積立金残額																																						
	鉱山数	金額	鉱山数	金額																																							
18	12	20	3	152	2,311																																						
19	15	71	2	39	2,343																																						
20	12	97	4	99	2,340																																						
21	13	16	5	543	1,813																																						
22	12	13	1	14	1,811																																						
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。																																										
前回要望時の達成目標	利用件数 積立額 積立残額 減税額 (金額の単位:百万円)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成21年度(見込み)</td><td>12</td><td>21</td><td>1,880</td><td>6</td></tr> <tr> <td>平成22年度(見込み)</td><td>12</td><td>21</td><td>1,873</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>	平成21年度(見込み)	12	21	1,880	6	平成22年度(見込み)	12	21	1,873	6																															
平成21年度(見込み)	12	21	1,880	6																																							
平成22年度(見込み)	12	21	1,873	6																																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成21年度及び平成22年度においても、産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在しないことから、その実現率は100%となり、目標は達成されている。																																										

これまでの 要望経緯	昭和 49 年度	制度創設	平成 6 年度	2 年間延長
	昭和 51 年度	2 年間延長	平成 8 年度	"
	昭和 53 年度	"	平成 10 年度	"
	昭和 55 年度	"	平成 12 年度	"
	昭和 57 年度	"	平成 14 年度	"
	昭和 59 年度	"	平成 15 年度	"
	昭和 61 年度	"	平成 16 年度	"
	昭和 63 年度	"	平成 18 年度	"
	平成 2 年度	"	平成 20 年度	"
	平成 4 年度	"	平成 22 年度	"